

# 10月19日(日)は 新潟県知事選挙の 投票日です



■投票所入場券は10月3日(金)までにハガキでお届けします

ハガキは見開きになっていきますので、必ず開いて中を確認してください。  
1枚に6人分まで印刷されています。届かないときはご連絡ください。  
投票の際は、それぞれの分を切り取って投票所にお持ちください。

■投票時間は午前7時からです

投票所と投票時間は、投票所入場券に記載してあります。市内のすべての投票所で投票終了時刻の繰り上げが行っています。

お確かめの上、お出かけください。

## ■投票できる方

昭和63年10月20日以前に生まれた方で、平成20年7月1日までに佐渡市に住民登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、佐渡市の選挙人名簿に登録されている方です。

## ・転出した方の投票

県内の他市町村に転出し、新住所地の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間で、転出後引き続きその市町村に住所があり、佐渡市の選挙人名簿から抹消されていない方は、佐渡市の投票所で投票することができます。

この場合、転出先の市町村で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。

なお、県内の市町村に一度転出した後、さらに県内の他の市町村に転出した方は投票することができません。

※ 県外に転出した方は投票できません。  
・市内転居した方の投票

9月11日以降に転居の届出をした方は、転居前の住所地の投票所で投票します。

## ■投票日に投票所へ行けない方は期日前投票ができます

投票日に次のいずれかに該当すると見込まれる方です。

① 仕事や冠婚葬祭などの用務がある方

② 旅行、レジャー、買い物など何らかの用途で投票区域外にいる方

③ 治療や出産などのため、歩行や外出が困難になると予測される方

※ 市外に滞在している方(商用、出稼)のため市外に滞在している方などは滞在先の市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

詳しくはお早めにお問い合わせください。

## ■期日前投票は10月3日(金)から18日(土)までです

投票所入場券をお持ちください。

市内のいずれの期日前投票所でも投票できますが、本庁と支所では期間と時間が異なりますので注意してください。

## 開設期間

本庁…10月3日(金)～18日(土)

支所…10月11日(土)～18日(土)

## 時間

本庁…午前8時30分～午後8時

支所…午前8時30分～午後7時

## ■県が指定した病院や施設で不在者投票ができます

県が指定した病院や特別養護老人ホーム、老人保健施設、身体障害者療護施設などに入院、入所している方は、その病院や施設で不在者投票ができます。

詳しくは、病院や施設にお問い合わせください。

■身体に重度の障がいがある方は郵便で不在者投票ができます

次のいずれかに該当する方です。利用には、事前の手続きが必要です。早めにお問い合わせください。

① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳に記載された障がいの程度が一定の基準に該当する方

② 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方

※ ①②の方で、上肢あるいは視覚の障がいの程度が一定の範囲に該当する方は、代理記載制度を利用することができます。

## ■開票は1か所で即日開票です

10月19日(日)午後9時から新潟県知事選挙の開票を金井コミュニティセンター(千種240番地)で行います。

## ■選挙公報をご覧ください

候補者の略歴や政見を記載した選挙公報は嘱託員を通じて、10月17日(金)までにお届けします。

このほか、本庁舎、支所庁舎などに備え付けます。ご利用ください。

お問い合わせ

市選挙管理委員会 ☎ 63-5119